

建築物の安全確保と良好な市街地環境の形成

ご存じですか

違反建築防止週間が

設定されています。(なくそう違反建築)



適法な
工事ですか

違反建築防止週間 10月15日から10月21日

あなたの建物、**違反建築** になっていませんか？

毎年、10月15日から10月21日は、国土交通省が定める「違反建築防止週間」です。

「違反建築防止週間」は、建築基準法その他関係法令の目的や内容について広く理解と認識を深めてもらい、違反建築を未然に防ぐとともに、建築基準法が定める建築のための諸手続きの徹底を図ることで、建築物の安全性の確保と良好な市街地環境の形成に資することを目的として全国で実施されています。

福島市でも、この趣旨に基づき、「違反建築防止週間」に合わせて建築関係団体と連携し、法令違反がないかどうか、工事中の建築物、建築物の敷地へ立ち入り調査を行う市内一斉公開建築パトロールを毎年実施し、目的の達成に努めています。

工事着手の前に手続きが必要です

確認済証の交付を受けた建築物及び工作物の工事に着手するときは、工事現場の見やすい位置に、建築基準法による建築確認があった旨（確認済み）を示す建築確認済表示板を設置する必要があります。縦 25 cm以上、横 35 cm以上。

建築基準法による確認済	
確認年月日番号	年 月 日 第 号
確認済証交付者	
建築主又は 建築主氏名 設計者氏名	
工事監理者氏名	
工事施工者氏名	
工事現場管理者氏名	
建築確認に係る その他の事項	

「違反建築防止週間」の取り組み

- 建築基準法等の周知徹底
- 懸垂幕による広報
- 工事監理の適正化
- 完了検査等の的確な実施
- 違反建築物の是正、発生の予防を推進
- 公開建築パトロール

お問い合わせ

福島市
都市政策部
開発建築指導課



〒960-8601 福島市五老内町 3-1

☎ 024-525-3764

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp>

福島市 違反建築物 検索

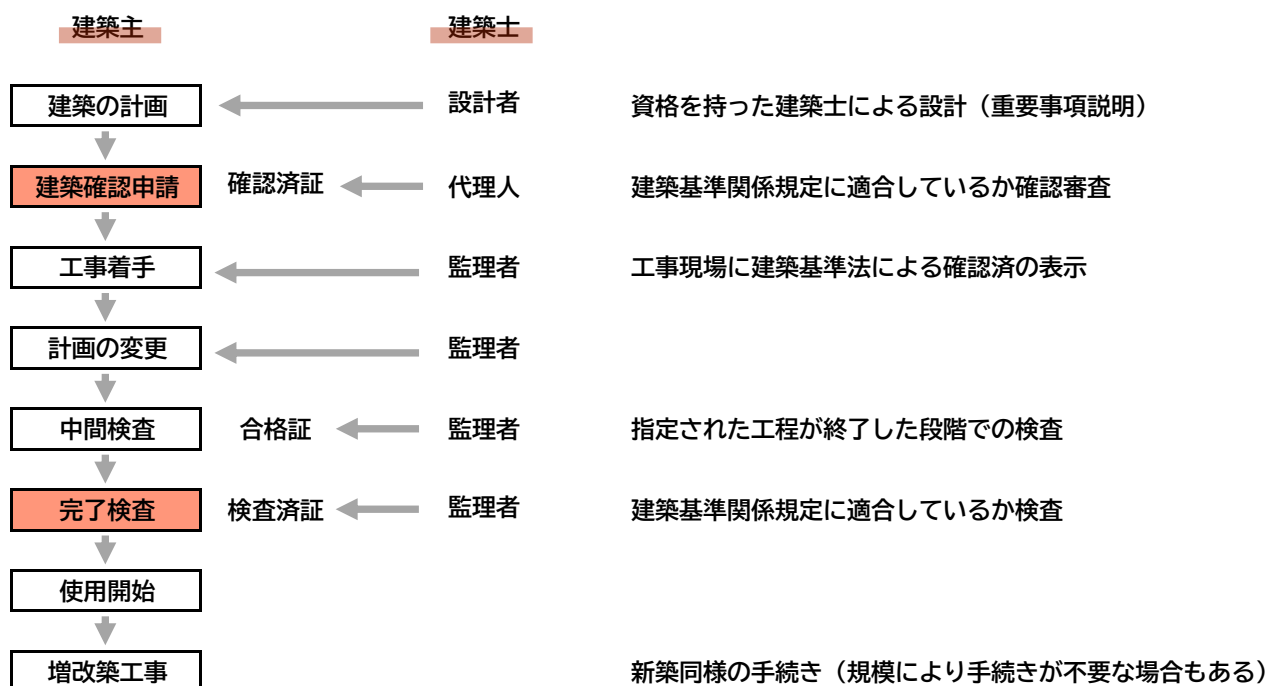
建築基準法の概要

■建築基準法

建築基準法は、国民の生命、健康、財産を守るため、地震や火災などに対する安全性（求められる性能）や、建築物の敷地、周囲の環境（市街地の安全、衛生等の確保）などに関する必要な基準が定められています。

建築物の安全、衛生を確保するための基準	地震、台風、積雪等に対する建築物の安全性の基準 火災による延焼、倒壊の防止、階段までの避難施設の設置等に関する火災時の安全性の基準 居室の採光、換気、給排水設備、衛生設備等の環境衛生に関する基準	
市街地の安全、環境を確保するための基準	敷地が一定の幅員以上の道路に接することを求める基準 都市計画において定められた用途地域ごとに建築することができる建築物に関する基準 建築物の容積率、建蔽率の制限、高さの制限、日影規制等に関する基準	
建築物の安全性などを確保するため、建築基準法のチェック	建築確認	建築物の計画が、建築基準法やその他の関係法令の基準に適合しているかを審査＝「確認済証」 ※金融機関の融資に必要な場合があります。
	建築確認済表示板	工事現場の見やすい位置に、建築基準法による確認済みであることを示す標識を設置。工事の着手とは、地盤改良工事、根切り工事が開始された時点をいいます。
	中間検査	安全性に深く関わる工程（特定工程）が終了した段階で、その建築物が法令の基準に適合しているかを検査＝「中間検査合格証」
	完了検査	工事が完了した段階で、その建築物が法令の基準に適合しているかを検査＝「検査済証」 ※金融機関の融資に必要な場合があります。

■手続きの流れ



■建築基準法の違反をすると

建築基準法に基づき、是正の行政指導を行います。指導に従わない場合や是正するよう命令を受けた場合、公表されることがあります。また、罰則を受けることがあります。

3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（法人の場合は、1億円以下の罰金）

- 工事中止
- 建築物の除却
- 使用禁止
- 使用制限
- その他違反を是正するために必要な措置

違反建築物に関係した建築士、建設業者、宅地建物取引業者なども行政処分を受けることがあります。

- 業務停止
- 免許、許可等の取消しその他の処分
- その他の必要な措置